

豊田市建設工事総合評価方式における施工体制確認型試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は豊田市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）において、豊田市建設工事総合評価方式実施要綱（以下「総合評価実施要綱」という。）第1条に定める総合評価一般競争入札を実施する際に、総合評価方式に施工体制確認型（品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認（以下「施工体制確認」という。）し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する方式をいう。以下同じ。）を試行するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 施工体制確認型は、総合評価実施要綱第6条に規定する工事について必要に応じて実施する。

2 対象工事については、品質確保のための体制その他施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価方式」の試行対象工事である旨を入札説明書等で明らかにするものとする。

(評価の方法等)

第3条 施工体制確認型における評価項目等は、総合評価実施要綱第11条第1項に定めるもののほか、次に掲げる2つの事項を施工体制確認に係る評価項目（以下「施工体制評価項目」という。）とする。

(1) 品質確保の実効性

(2) 施工体制確保の確実性

2 本要領における総合評価は、総合評価実施要綱第10条の規定に関わらず、次の算式により導きだされた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} (\text{標準点} + \text{加算点}) + \text{施工体制評価点}) / \text{入札価格} \times \text{定数}$$

3 前項に規定する技術評価点は、総合評価実施要綱第11条第1項第2号における標準点及び評価点を準用する。

4 第1項に規定する施工体制評価点は、第4条第5項の施工体制の評価の方法により導きだされた各施工体制評価項目の得点の合計とする。

5 総合評価の型式は、総合評価実施要綱第10条第2項を準用する。

(施工体制評価項目の審査、評価方法等)

第4条 施工体制の評価は、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として予定価格の制限の範囲内で、かつ豊田市建設工事低入札価格調査等実施要綱（以下「低入調査等実施要綱」という。）第5条の規定を準用する失格基準に抵触しない価格で入札をした者について開札後速やかに、事情聴取を実施する。ただし、当該入札者のうち、技術提案書、

施工計画書、入札書、工事費積算内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認ができると認められる場合は、事情聴取を実施しない場合がある。なお、事情聴取の内容は、原則非公開とする。

- 2 前項に規定する入札参加者のうち、低入調査等実施要綱第4条の規定を準用する価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、開札後、所定の追加資料の提出を求めるものとする。また、調査基準価格を満たす者についても、必要に応じ追加資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 前項に規定する追加資料は、開札の日の翌日から起算して3日（豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に契約担当課に提出しなければならない。なお、当該追加資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとし、提出された追加資料は、返却しない。
- 4 前2項に規定する追加資料については、開札後、速やかに当該入札参加者に対して提出の意向を確認するものとし、提出しない旨の意思が確認されたときは、当該入札を無効とする。
- 5 施工体制の評価は、第1項に規定する事情聴取及び第2項に規定する資料等をもとに審査を行い、公告等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて、施工体制評価項目毎に満点を10点とし、3段階（優10点／良5点／不可0点）で評価するものとする。
- 6 技術提案又は施工計画等（以下「技術提案等」という。）提案を求めるものについては、事前に行った技術提案等の評価のうち、技術提案等の加算点に前項で求めた評価項目の満点に対する施工体制評価点の割合を乗じ、小数点第2位以下を切り捨てた数値を技術提案等の加算点とする。
- 7 第1項に規定する事情聴取若しくは第2項に規定する追加資料の全部又は一部の提出を行わない入札参加者は、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効するとともに、入札参加停止の措置を行うことができるものとする。ただし、第4項の規定により、追加資料を提出しない旨の意思が確認された入札参加者については、この限りでない。
- 8 入札参加者が資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

（調査基準価格を下回る価格での入札があった場合の措置）

第5条 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者について、調査基準価格を下回る申込価格で行われた場合の入札が行われた場合は、入札を保留し、入札者からの事情聴取等を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約する場合においては、当該工事に定める配置予定技術者は当該工事の求める要件に関わらず専任で現場に配置するものとし、当該工事に定める配置予定技術者と同資格かつ同一の要件を満たす担当技術者を専任で現場に配置することを求めることができる。

(調査基準価格を下回る価格での契約後及び工事完成後の検証)

第6条 調査基準価格を下回る価格で工事請負契約を締結した場合、下記の書類の提出しなければならない。

- (1) 下請に関わるすべての企業の誓約書(様式第1号)
- (2) 下請に関わるすべての契約書の写し及び下請企業に係る社会保険等法定義務を履行した証明書等
- (3) 下請に関わるすべての支払いが適正に行われたことを証する書類
- (4) 従事したすべての自社労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する書類
- (5) 下請業務に従事したすべての労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する元請企業としての調査報告書等
- (6) その他必要と認める書類

2 前項に規定する書類等の提出がない場合又は契約前の事情聴取で確認した内容等が適正に行われたと認められない場合は、入札参加停止措置を行う。

(その他)

第7条 調査基準価格を下回る価格で契約する場合において、工事施工中のDVD撮影等必要に応じ関連資料の提出を求めることができる。ただし、資料の提出に関する一切の費用は受注者の負担とする。

2 第4条第2項に規定する追加資料の提出については、あらかじめ入札説明書において追加資料の提出期日及び内容等を明らかにするものとし、提出された追加資料は、返却しない。

3 この要領に定めのない事項は、総合評価実施要綱によるものとし、これらによりがたい場合は、必要に応じ別に定める。

附 則

この要領は、平成22年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

年 月 日

豊田市長 様

住 所

商号又は

名 称

代表者名

印

誓 約 書

_____年_____月_____日付けで公告された下記の建設工事に関し、関係法令等及び「豊田市における公共工事の品質確保と契約の適正化への取り組みの基本方針」を遵守します。

記

1 工 事 名

(路線名を含む)

2 工事場所
